

令和3年藤枝市議会
定例会9月定例会議会議案

令和3年9月1日
藤枝市長

目 次

議案番号	議案名	頁
認 第 1 号	令和2年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について	1 (別冊)
認 第 2 号	令和2年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	2 (別冊)
認 第 3 号	令和2年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について	3 (別冊)
認 第 4 号	令和2年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について	4 (別冊)
認 第 5 号	令和2年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	5 (別冊)
認 第 6 号	令和2年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	6 (別冊)
認 第 7 号	令和2年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算の認定について	7 (別冊)
認 第 8 号	令和2年度藤枝市病院事業会計決算の認定について	8 (別冊)
認 第 9 号	令和2年度藤枝市水道事業会計決算の認定について	9 (別冊)
認 第 10号	令和2年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について	10 (別冊)
第52号議案	令和3年度藤枝市一般会計補正予算(第4号)	別冊
第53号議案	令和3年度藤枝市国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)	別冊
第54号議案	令和3年度藤枝市介護保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
第55号議案	令和3年度藤枝市病院事業会計補正予算(第1号)	別冊
第56号議案	藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例	11
第57号議案	附属機関の委員任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例	12
第58号議案	藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	14
第59号議案	藤枝市税条例の一部を改正する条例	15
第60号議案	市有財産(土地)の取得について(高田)の変更について	17

令和2年度藤枝市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤枝市一般会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤枝市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤枝市土地取得特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤枝市駐車場事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤枝市介護保険特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度
藤枝市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付
けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定により、令和2年度藤枝市内陸フロンティア事業特別会計歳入歳出決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市病院事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤枝市病院事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤枝市水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

令和2年度藤枝市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第30条第4項の規定により、令和2年度藤枝市下水道事業会計決算（別冊）を、別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付する。

藤枝市個人情報保護条例の一部を改正する条例

藤枝市個人情報保護条例（平成 15 年藤枝市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 2 5 条第 5 項中「総務大臣」を「内閣総理大臣」に、「第 1 9 条第 7 号」を「第 1 9 条第 8 号」に、「同条第 8 号」を「同条第 9 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附属機関の委員任期の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例

(藤枝市住居表示審議会条例の一部改正)

第 1 条 藤枝市住居表示審議会条例（昭和41年藤枝市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「の各号」を削り、「うちから」の次に「、必要の都度」を加え、同条に次の 2 項を加える。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

4 第 2 項第 1 号に規定する委員がその身分を失ったときは、その職を辞したものとす。

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

(議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正)

第 2 条 議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年藤枝市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第 1 9 条第 3 項中「うちから」の次に「、必要の都度」を加え、同条第 4 項を次のように改める。

4 委員は、当該申立てに係る裁定が終了したときは、解嘱されるものとする。

第 1 9 条中第 5 項を削り、第 6 項を第 5 項とし、第 7 項を第 6 項とし、第 8 項を第 7 項とする。

(藤枝市建築審議会条例の一部改正)

第 3 条 藤枝市建築審議会条例（平成 5 年藤枝市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「うちから」の次に「、必要の都度」を、「市長が」の次に「委嘱又は」を加え、同条に次の 1 項を加える。

3 委員は、当該諮問に係る調査審議が終了したときは、解嘱又は解任されるものとする。

第 4 条を削る。

第 5 条第 2 項中「市長が」の次に「委嘱又は」を加え、同条を第 4 条とする。

第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とする。

第 8 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

第 8 条を第 7 条とし、第 9 条を第 8 条とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際、現に委嘱又は任命されている委員の任期は、この条例による改正後の各条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年藤枝市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 1 9 条第 1 0 号」を「第 1 9 条第 1 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

藤枝市税条例の一部を改正する条例

藤枝市税条例（昭和 29 年藤枝市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 5 1 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第 4 号から第 6 号までに該当する法人市民税の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における法人市民税の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 7 1 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第 1 号に該当する固定資産税（市内に居住地を有する者が所有するものに限る。）又は同項第 2 号に該当する固定資産としての固定資産税の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における固定資産税の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 8 9 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項に該当する軽自動車等として軽自動車税の種別割の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における軽自動車税の種別割の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 9 0 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において前項第 1 号に該当する軽自動車等として軽自動車税の種別割の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市長が認めるときは、当該年度における軽自動車税の種別割の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

第 9 0 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、減免を受けようとする年度の前年度において第 1 項第 2 号に該当する軽自動車等として軽自動車税の種別割の減免を受けたものについて、当該減免を受けようとする年度においても引き続きこれらの規定に該当するものであると市

長が認めるときは、当該年度における軽自動車税の種別割の減免の申請があったものとみなし、申請書その他の書類の提出を要しないものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市有財産（土地）の取得について（高田）の変更について

平成31年2月藤枝市議会定例会において議決された市有財産（土地）の取得について（高田）の議決の一部を次のとおり変更することについて、藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年法律第11号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

1 地積	変更前	102, 336.62 m ²
	変更後	102, 113.52 m ²
2 取得価格	変更前	3, 353, 019, 000円
	変更後	3, 122, 101, 904円

令和3年藤枝市議会定例会9月定例会議会 議案提案理由書（第56号議案～第60号議案）

第56号議案

デジタル庁設置法の制定及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、それぞれの法律を引用している条文の整理を行うものであります。

第57号議案

例規の見直しに伴い、長期間開催されていない審議会等について、必要の都度委員を委嘱し、審議等が終了したときに解嘱することができるよう藤枝市住居表示審議会条例ほか2本の条例について改正を行うものであります。

第58号議案

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、同法を引用している条文の整理を行うものであります。

第59号議案

法人市民税、固定資産税及び軽自動車税の種別割の減免申請を受ける手続において、納税義務者の負担を軽減するため、申請手続の一部見直しについて所要の改正を行うものであります。

第60号議案

平成31年2月議会において議決を得た内陸フロンティアパーク藤枝たかたの市有財産の取得について、対象となる土地の地積及び取得価格に変更が生じたため、藤枝市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。